

あま市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

あま市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成26年あま市告示第48号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策に取り組む事業の一環として、市民の再生可能なエネルギーの利用を積極的に支援するため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を設置する者に対するあま市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる設備を設置する事業とし、当該設備の補助要件は、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム
- (2) 住宅用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 住宅用太陽光発電システム、住宅用リチウムイオン蓄電システム及び住宅用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）の一体的導入
（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住し、若しくは居住を予定する市内の住宅に補助対象の設備を設置しようとする者又は未使用の補助対象の設備が設置された建売住宅（以下「設備付き建売住宅」という。）を購入し、市内に居住しようとする者で、申請年度内に設備の運用を開始できるものであること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は申請者と同一世帯に属する者が過去に同一設備で補助金の交付を受けていないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間の規定による当該設備の使用の期間が経過している場合は、この限りでない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（交付申請）

第5条 申請者は、対象の設備に係る設置工事を着手する前（設備付き建売住宅を購入する場合は、引渡し又は電力受給契約を締結する前）に、あま市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 前項の申請に係る受付期間は、当該年度の4月1日から翌年1月31日までとし、先着順に行うものとする。

3 第1項の申請は、第2条に掲げる設備の種類ごとに1世帯につき1回限りとし、同条第1号及び第2号について、同一年度内に申請することはできな

い。

4 市長は、第1項の申請に係る交付すべき補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、第2項の規定にかかわらず、申請の受付を終了するものとする。
(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、あま市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 申請者が前項の通知を受けた日より前に設備の設置工事に着手したことが判明したとき(設備付き建売住宅を購入する場合は、引渡し又は電力受給契約を締結したことが判明したとき)は、補助金を交付しないものとする。
(計画変更の承認)

第7条 前条第1項の通知を受けた者(以下「決定者」という。)は、設備の設置を中止しようとするとき、又は設備の設置に関して重要な変更を行うときは、あま市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 決定者は、設備の設置工事が予定の期間内に完了しないとき、又は工事の施工が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
(実績報告)

第8条 決定者は、設備の設置工事が完了した日(設備付き建売住宅を購入する場合は、電力受給契約を締結した日)から起算して2か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、あま市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書(様式第4号)に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、決定者が前項の実績報告書を定められた期限内に提出しなかったときは、交付決定を取り消し、当該年度内において再び交付申請することはできないものとする。
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、あま市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。
(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の通知を受けた者(以下「確定者」という。)は、市長にあま市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書(様式第6号)を当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、補助金を交付するものとする。
(設備の処分の承認)

第11条 確定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数の期間の期間内において、補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書(様式第7号)を市長に提

出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させるときは、期限を定めて命ずるものとする。

(協力)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ設備の使用状況その他の情報の提供について協力を求めることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前のあま市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

設備	補助要件
住宅用太陽光発電システム	<p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 発電した電気が、当該設備が設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの</p> <p>(2) 太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とする。）が1キロワット以上10キロワット未満であるもの</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一般財団法人電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つもの</p> <p>イ IEC規格に基づき、一般財団法人電気安全環境研究所が認証したもの</p> <p>ウ IEC EE-PV-FCS制度に加盟している海外認証機関の認証を受けたもの</p> <p>(4) 設置前又は住宅の購入前において未使用のものであって、リース品でないもの</p> <p>(5) 電力需給契約について、電力会社と申請者又は申請者と同一世帯に属する者との間で締結されているもの</p>
住宅用リチウムイオン蓄電システム	<p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより蓄電システム製品登録されているもの</p> <p>(2) 設置前又は住宅の購入前において未使用のものであって、リース品でないもの</p>
住宅用太陽光発電システム、住宅用リチウムイオン蓄電システム及びHEMSの一体的導入	<p>1 住宅用太陽光発電システム及び住宅用リチウムイオン蓄電システムについては、それぞれの補助要件を満たしたものであること。</p> <p>2 HEMSについては、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の対象となるものであって、設置前又は購入前において未使用のものであり、かつリース品でないこと。</p>

別表第2（第4条関係）

設備	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入及び据付並びに設置工事に係る費用	1人当たり25,000円
住宅用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される設備の購入及び据付並びに設置工事に係る費用	1人当たり50,000円
住宅用太陽光発電システム、住宅用リチウムイオン蓄電システム及びHEMSの一体的導入	<p>1 住宅用太陽光発電システム及び住宅用リチウムイオン蓄電システム それぞれの補助対象経費のとおり</p> <p>2 HEMS データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入及び据付並びに設置工事に関する費用</p>	1人当たり100,000円